

平成23年1月27日

計画の名称	1 倉敷市地域住宅等整備計画														
計画の期間	平成22年度 ～ 平成26年度 (5年間)					交付対象	倉敷市								
計画の目標	『倉敷市営中庄団地建替事業の進捗率を伸ばし、高齢化社会、福祉社会に対応した住宅の供給を図る』 『民間の土地所有者等による賃貸住宅経営を誘導し、高齢者の安全で安定した居住を確保するため、高齢者の居住の用に供する優良な賃貸住宅を供給する』 『公営住宅等の既存ストックの効率的な活用を目指す』 『伝統的建造物群等の保存をする』														
計画の成果目標（定量的指標）															
・ 倉敷市営中庄団地建替戸数 ・ 高齢者向け優良賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備戸数 ・ 公営住宅等（市による共同アンテナ設置団地）の地上デジタル放送対応済み戸数の割合 ・ 公営住宅等の火災警報器設置戸数の割合															
定量的指標の定義及び算定式						定量的指標の現況値及び目標値				備考					
						当初現況値 (H22当初)	中間目標値 (H24末)	最終目標値 (H26末)							
倉敷市営中庄団地建替戸数（戸）						217	-	259							
高齢者向け優良賃貸住宅及び地域優良賃貸住宅（高齢者型）の整備戸数（戸）						50	-	125							
公営住宅等（市による共同アンテナ設置団地）の地上デジタル放送対応済み戸数の割合 （対応済み戸数の割合）＝（対応済み戸数）／（市による共同アンテナ設置戸数）（％）						70.1	-	100							
公営住宅等の火災警報器設置戸数の割合 （設置済み戸数の割合）＝（設置済み戸数）／（公営住宅等全戸数）（％）						64.3	-	100							
全体事業費	合計 (A + B + C)	1,761百万円	A	1,632百万円	B	百万円	C	129百万円	効果促進事業費の割合 C／（A + B + C）	7.33%					
交付対象事業															
A 基幹事業															
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	事業実施期間（年度）				全体事業費 (百万円)	備考		
								H22	H23	H24	H25			H26	
1-A1-1	住宅	一般	倉敷市	直接	倉敷市	公営住宅整備事業	市営中庄団地建替・倉敷市中庄団地地内						614		
1-A1-2	住宅	一般	倉敷市	間接	民間	地域優良賃貸住宅整備事業	地域優良賃貸住宅（高齢者型）整備						160		
1-A1-3	住宅	一般	倉敷市	直接	倉敷市	公営住宅等ストック総合改善事業	市営住宅の改修等・市内全域						817		
1-A1-4	住宅	一般	倉敷市	直接	倉敷市	住宅地区改良事業等	改良住宅の改修等・市内全域						41		
合計													1,632		
B 関連社会資本整備事業															
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）				全体事業費 (百万円)	備考
										H22	H23	H24	H25		
1-B1															
合計													0		
番号	一体的に実施することにより期待される効果													備考	
1-B1															
C 効果促進事業															
番号	事業 種別	地域 種別	交付 対象	直接 間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間（年度）				全体事業費 (百万円)	備考
										H22	H23	H24	H25		
1-C-1	住宅	一般	倉敷市	直接	倉敷市	-	公営住宅等関連事業推進事業	入居者移転費等助成	倉敷市					4	
1-C-2	住宅	一般	倉敷市	直接	倉敷市	-	改良住宅等改修事業	住戸改善、共用部分改善等	倉敷市					52	
1-C-3	住宅	一般	倉敷市	直接	倉敷市	-	公営住宅法施行令改正に伴う更なる激変緩和措置等事業	激変緩和期間の延長	倉敷市					15	
1-C-4	住宅	一般	倉敷市	間接	民間	-	伝統的建造物群等保存事業	内装・設備以外の改修等	倉敷市					58	
合計													129		
番号	一体的に実施することにより期待される効果													備考	
1-C-1	公営住宅建替事業に伴う入居者移転費等助成を行う。														
1-C-2	改良住宅等(単独住宅及びストック総合改善事業の対象とならない公営住宅・改良住宅)の住戸改善、共用部分改善等を実施し、公営の住宅の居住性向上等を行う。														
1-C-3	公営住宅法施行令の改正に伴い、収入分位が2段階上昇の場合に、激変緩和期間を2年間延長し、5年間から7年間にすることにより、入居者の負担を軽減する。														
1-C-4	伝統的建造物群等の内装・設備以外の改修等に対し、補助等を行い、保存を行う。														